

中山間地域農業農村総合整備事業<公共>

令和8年度予算概算要求額 4,720百万円（前年度 3,990百万円）

<対策のポイント>

中山間地域の特徴を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特徴を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

1. 農業生産基盤整備

- ・ 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・ 国土保全のための農用地保全施設
- ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

- ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・ 高収益作物の導入に必要な農業施設
- ・ 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源活用推進施設 等

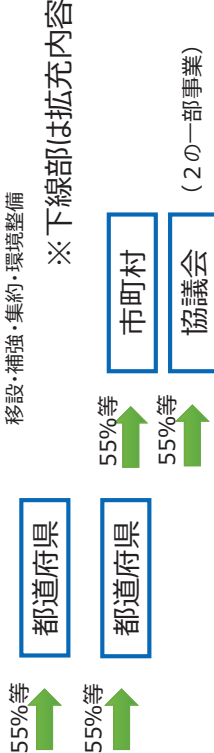
3. 農業構造転換集中対策費（1及び2に付帯して実施）

- ・ 農地の集積・集団化を前提として労働費削減割合に応じた対策費

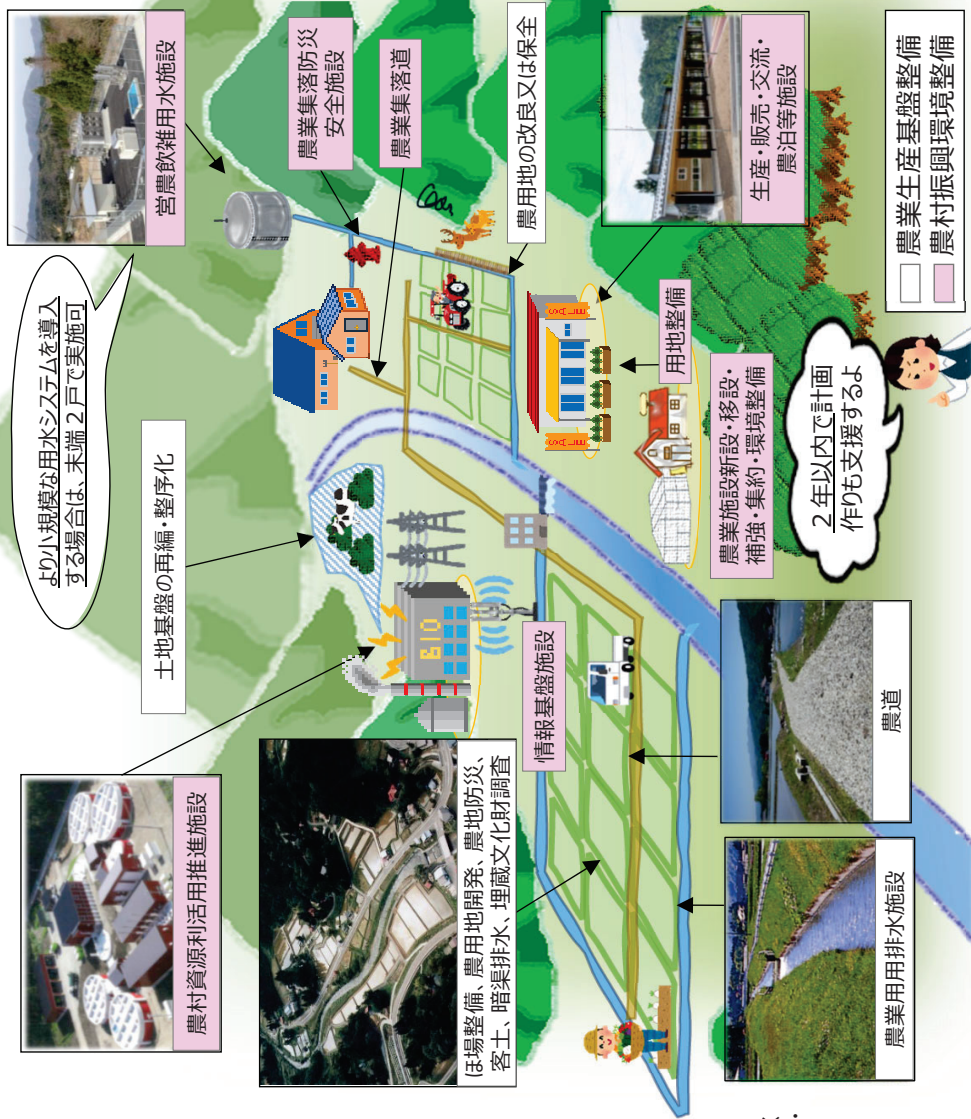
【実施要件】

- ・ 農産物の高付加価値等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組み地域
- ・ 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- ・ 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上）
- ・ 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

中山間地域農業農村総合整備事業（拡充）

～農業構造転換集中対策費創設、実施計画策定期間延長、営農飲雑用水施設整備の戸数要件の見直しにより、中山間地域の農業農村整備をきめ細やかに支援～

＜拡充① 農業構造転換集中対策費の創設＞

- 地形による制約等不利な生産条件を有する中山間地域等において、収益力の高い農業を行うためには、自然条件等の中山間地域等有する地域特性を活かした農業を推進するとともに、条件不利性を補正するための基盤整備等を促進することが必要

➡ 構造転換集中対策期間（令和7～11年度）において、農地の集積・集団化を前提として労働費削減割合に応じた「**農業構造転換集中対策費**」を創設し、中山間地域等の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道の整備等、**きめ細かな基盤整備を促進する**。



リモコン草刈り機の導入のための
法面の緩傾斜化



水管理の省力化のための
自動給水栓の設置

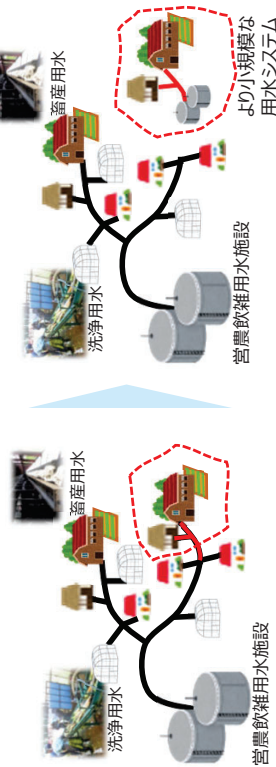
【農業構造転換集中対策費の補助率と要件】

補助率	定額 (事業費の1%)	定額 (事業費の2%)
労働費削減率	20%	40%
集積率・ 集団化率	85%以上・80%以上	
要件		

＜拡充③ 営農飲雑用水施設整備の戸数要件の見直し＞

- 令和6年能登半島地震において、中山間地域等の農業集落が被災した際に水道施設等の生活インフラの復旧が長期間に及んだこと等を踏まえ、持続的な営農のための取組をよりの確に実施していく必要

➡ 営農飲雑用水施設の更新に際して、災害時の早期機能確保も期待される、**より小規模な用水システムを導入する場合において、戸数要件を現行の「10戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」のみとする**。



より小規模な用水システムの活用により、よりきめ細やかな整備（更新）が可能に

＜拡充② 実施計画策定期間の延長＞

- 高齢化・人口減少が顕著に進行する中山間地域においては、事業実施にあたり必要となる調整（農地の集積・集約、営農計画の検討、担い手の確保、所有者不明土地や相続未登記土地の処理等）が多岐にわたることから、きめ細やかな調整が容易となるよう、実施計画等策定事業の実施期間を十分に確保する必要

➡ **実施計画策定事業の期間**を現行1年以内から**2年以内に延長する**。